

米子市監査委員告示第7号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月11日

米子市監査委員 野坂正史

米子市監査委員 植田 昭

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

(1) 契約検査課

(2) 農業委員会事務局

3 監査対象の概要

(1) 契約検査課の課及び担当の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 工事、物品及び役務の入札に関すること。

イ 工事の請負契約に関すること。

ウ 市が施行する国又は県の補助事業による建設工事の検査に関すること。

また、令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和4年3月末日現在）は、別表1のとおりであった。

(2) 農業委員会の事務局及び担当の配置は別図2のとおりで、農業委員会事務局は、農業委員会に関する事務を所掌する。

また、令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和4年3月末日現在）は、別表2のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として令和3年4月1日から令和4年3月末日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期日

令和4年5月25日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・中田利幸

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 契約検査課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。

a 使用料及び手数料においては、調定年月日を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後適切に処理すること。

b 諸収入においては、適正に処理されていた。

(ウ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(エ) 旅費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 入札及び契約に関する支出事務については、適正に処理されていた。

イ 物品の管理事務

(ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

(イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。

(2) 農業委員会事務局

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 旅行に関する事務については、旅行命令書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあつたので、米子市農業委員会規則（平成17年農業委員会規則第1号）及び米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 収入に関する事務については、次のとおりであつた。

a 使用料及び手数料においては、納入期限日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 県支出金においては、次の不適切な処理があつた。

(a) 補助金変更承認通知書において、財政課長に協議していないものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(b) 調定日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 諸収入においては、適正に処理されていた。

(ウ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(エ) 旅費に関する支出事務については、支出負担行為日を誤っているものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(オ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ク) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ケ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理

されていた。

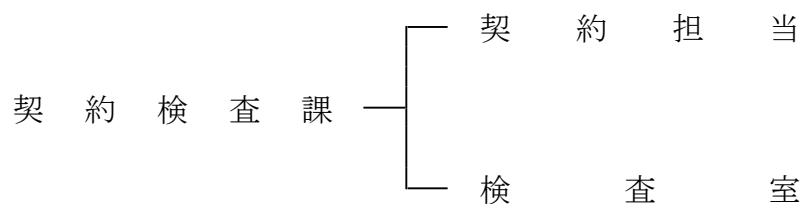
(コ) 国有農地等の管理に関する支出事務については、適正に処理されていた。

イ 物品の管理事務

(ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあつたので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類の保管状況について、施錠のできる書庫で管理されていた。

別図1 組織図（契約検査課）



別表1（契約検査課）

令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和4年3月末日現在）

歳入

（単位：円・パーセント）

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B 収入未済額	C/A	C/B
総務手数料	1,000	3,750	3,750	0	375.0	100.0
雑入	100,000	34,500	34,500	0	34.5	100.0
合計	101,000	38,250	38,250	0	37.9	100.0

歳出

（単位：円・パーセント）

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A — C 予算残額	C/A	C/B
一般管理費	7,448,000	907,785	817,852	6,630,148	11.0	90.1
合計	7,448,000	907,785	817,852	6,630,148	11.0	90.1

別図 2 組織図（農業委員会事務局）

農業委員会事務局 —— 農 務 担 当

別表 2（農業委員会事務局）

令和 3 年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和 4 年 3 月末日現在）

歳 入 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 取 入 済 額	B — C 取 入 未 済 額	C/A	C/B
農 林 水 産 業 手 数 料	53,000	32,900	32,900	0	62.1	100.0
農 林 水 産 業 費 県 補 助 金	11,553,000	12,584,696	13,026,496	-441,800	112.8	103.5
雑 入	325,000	265,040	265,040	0	81.6	100.0
合 計	11,931,000	12,882,636	13,324,436	-441,800	111.7	103.4

歳 出 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 行 為 額	C 支 出 済 額	A — C 予 算 残 額	C/A	C/B
農 業 委 員 会 費	70,545,000	68,942,113	68,444,672	2,100,328	97.0	99.3
合 計	70,545,000	68,942,113	68,444,672	2,100,328	97.0	99.3